目次

- 第1章 総則(第1条一第11条)
- 第2章 議案及び動議(第12条―第17条)
- 第3章 議事日程(第18条—第21条)
- 第4章 選挙 (第22条—第30条)
- 第5章 議事(第31条—第37条)
- 第6章 発言(第38条--第53条)
- 第7章 表決 (第54条—第63条)
- 第8章 公聴会及び参考人(第64条―第70条)
- 第9章 請願(第71条—第73条)
- 第10章 秘密会 (第74条・第75条)
- 第11章 辞職 (第76条・第77条)
- 第12章 規律(第78条—第85条)
- 第13章 懲罰 (第86条—第90条)
- 第14章 全員協議会(第91条)
- 第15章 議員の派遣(第92条)
- 第16章 会議録 (第93条—第96条)
- 第17章 補則 (第97条)

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

- 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。
- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

- 第3条 議員の議席は、議長が定める。
- 2 新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認める時は、討論を用いてないで会議に諮って議席を変更 することができる。
- 4 議席には、議席番号及び氏名標を付ける。

(会期)

- 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

- 第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
- 3 会議の開始は、議長が宣告する。

(休会)

- 第9条 東紀州環境施設組合(以下、「組合」という。)の休日は、休会とする。
- 2 議事の都合その他必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

- 第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、 議長は、延会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
- 4 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、 文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一時不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所 定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の発議者とともに連署して、 議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第16条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第17条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第18条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程 を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを 報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第19条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

- 第20条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議 を開くことができる。
- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (日程の終了及び延会)
- 第21条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。
- 2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認める とき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮っ て延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第22条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第23条 選挙を行う宣告の際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)

第24条 投票による選挙を行うときは、議長は、第22条の規定による宣告の後、議場の

出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

- 第25条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた 後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
- 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。 (投票)
- 第26条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。 (投票の終了)
- 第27条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了 を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

- 第28条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)
- 第29条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第30条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第31条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とする ことができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いない で会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

- 第34条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑がある ときはこれを行う。
- 2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。 (討論及び表決)
- 第35条 議長は、前条第1項の質疑が終ったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第36条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、こ

れを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第37条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその 事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

- 第38条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

- 第39条 会議において発言しようとする者は、挙手して、「議長」と呼び、自己の氏名 を告げ、議長の許可を求めなければならない。
- 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第40条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、 なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第41条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

- 第42条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えては ならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。 (質疑の回数)
- 第43条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

- 第44条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 議長の定めた時間制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

- 第45条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

- 第47条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第48条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙 及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

- 第49条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

- 第50条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前 条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第51条 質問については、第43条及び第47条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第52条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議 長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限 るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第53条 管理者その他の機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において 答弁書を提出した時は、議長は、その写しを配布する。ただし、やむを得ないとき は、朗読をもって配布に代えることができる。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第54条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。 (不在議員)

第55条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第56条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

- 第57条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の 多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 議長が、挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

- 第58条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、 記名又は無記名の投票で表決をとる。
- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第59条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は 反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記 名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第60条 投票を行う場合には、第24条から第28条まで、第29条第1項及び第30条の規 定を準用する。

(表決の訂正)

第61条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第62条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと 認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席 議員3人以上から異議があるときは、議長は、挙手の方法で表決をとらなければな らない。

(表決の順序)

- 第63条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表 決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、 表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い ないで会議に諮って決める。
- 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第64条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び 意見を聴こうとする案件その他必要な事項を告示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第65条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第66条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会

において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第67条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第68条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第69条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

- 第70条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人に その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければな らない。
- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

- 第71条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載 し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称 及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、 議長の承認を得なければならない。

(請願の送付等)

第72条 議長は、議会が採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係執行機関に送付することが適当と認めたものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書等の処理)

第73条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、 請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第74条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以

外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第75条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

- 第76条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは 議長に、辞表を提出しなければならない。
- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

- 第77条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第12章 規律

(品位の尊重)

第78条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第79条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第80条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第81条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙`

第82条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第83条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第84条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第85条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第86条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなけ

ればならない。

- 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して、3日以内に提出しなければならない。ただし、第75条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。 (戒告又は陳謝の方法)
- 第87条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。 (出席停止の期間)
- 第88条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第89条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は 直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第90条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 全員協議会

(全員協議会)

- 第91条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設けることができる。
- 2 全員協議会の運営その他必要な事項は議長が別に定める。

第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

- 第92条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議 決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決 定することができる。
- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間 その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章 会議録

(会議録の記載事項)

- 第93条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
 - (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
 - (3) 出席及び欠席議員の氏名
 - (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 - (5) 説明のため出席した者の職氏名
 - (6) 議事日程
 - (7) 議長の諸報告
 - (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - (9) 会議に付した事件
 - (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (11) 選挙の経過

- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は録音又はその他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録に掲載しない事項)

第94条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議場が取り消しを命じた発言及び第 52条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第95条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第96条 会議録の保存年限は永年とする。

第17章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第97条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月27日議会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。